

(案)

委 託 契 約 書

委託業務の名称	連帯保証人代行業務委託（保証料病院負担型）		
履 行 期 間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで		
保 証 料 率			
委 託 金 額	金	円	
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		金 円
1請求あたりの	1請求あたり	万円	
保 証 限 度 額	※1名あたりの1入院・1通院費用を「1請求」とする 月跨ぎの入院の場合、1ヵ月毎に「1請求」とする		
代位弁済限度額	契約時保証料の1.5倍		
契 約 保 証 金			

地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書の業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、別紙「仕様書」により、頭書の業務を、頭書の履行期間内に完了するものとする。

2 前項の「仕様書」に明記されていない事項については、発注者及び受注者が協議の上決定するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせ てはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（特許権等の使用）

第4条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（監督者、現場責任者の配置）

第5条 受注者は、発注者と協議、調整を行う者として、管理責任者を選任し、発注者に書面をもってその者の職名、氏名を通知しなければならないものとする。管理責任者を変更するときも同様とする。

(案)

- 2 前項で定めた管理責任者は、受注者の各労働者に対し、業務上の指示を行うものとする。
- 3 発注者は第1項で定めた管理責任者と日々業務の開始前に打合せを行うものとする。

(委託業務の調査等)

第6条 発注者は、受注者が行う委託業務の実施状況の確認に、発注者の職員を業務の履行に立ち合わせ、又は報告を求めることができる。この場合において、発注者は業務の履行状況が不相当と認めるときは、その理由を明示して、受注者に補正を求めることができる。

(個人情報の管理)

第7条 受注者は、本業務を遂行するための個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」にしたがって取り扱わなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(業務の検査)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書（以下「報告書」という。）を毎月10日までに前月に処理した委託業務に関する委託業務実施報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 受注者は、前条による発注者の検査を受けた後、委託料を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理したときは、その受理した月の翌月末までに、受注者に委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その責めに帰する理由により、前項に規定する期限までに委託料の支払を完了しないときは、その遅延日数に応じ、年3%の割合で計算した遅延金を受注者に支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 受注者及び受注者の職員は、この業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(履行期限遅滞の違約金)

第12条 受注者は、その責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、発注者に対し、委託金について遅滞日数に応じ、年5%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(案)

(契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、この契約に違反し、契約の定める義務を履行しないとき。
- (2) 受注者が、この契約の締結及び委託業務を施行する上で、不正行為、その他過失があると認められたとき。
- (3) 受注者が、第5条に定める主任担当者等の配置、業務の履行状況等に対し、発注者が必要な措置を求めても従わないとき及び発注者の指示に従わないとき。

2 前項の場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、また、これに関する一切の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受注者は、故意又は過失を問わず受注者の責めに帰する理由により事故が発生し、それが原因で発注者に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償する責めを負うものとする。

ただし、事故の原因が発注者又は受注者の何れに起因するものか特定できない場合は、発注者及び受注者が協議して決めるものとする。

2 前項に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に定める義務を履行しない等、前条第1項による契約の解除に伴い、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払うものとする。

(不当介入に対する措置)

第15条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。

2 前項の規定に基づいて受注者が警察への通報、捜査協力及び発注者への報告を適切に行った場合で、これにより、履行遅延等が発生するおそれがあると認められたときは、発注者は必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(予算不成立による契約解除及び損害賠償請求)

第16条 翌年度（契約日）以降において発注者の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

(その他)

第17条 その他この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、発注者受注者協議して決めるものとする。

(案)

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者（委託者） 宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1
地方独立行政法人宮城県立病院機構
宮城県立がんセンター
総長 山 田 秀 和

受注者（受託者）

(案)

委託料支払計画書

- 1 業務名 連帯保証人代行業務委託 (保証料病院負担型)
- 2 履行場所 宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1 宮城県立がんセンター
- 3 委託金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

4 支払計画

支払時期	支払金額	支払時期	支払金額
令和8年 4月末日	円	令和9年 4月末日	円
令和8年 5月末日	円	令和9年 5月末日	円
令和8年 6月末日	円	令和9年 6月末日	円
令和8年 7月末日	円	令和9年 7月末日	円
令和8年 8月末日	円	令和9年 8月末日	円
令和8年 9月末日	円	令和9年 9月末日	円
令和8年10月末日	円	令和9年10月末日	円
令和8年11月末日	円	令和9年11月末日	円
令和8年12月末日	円	令和9年12月末日	円
令和9年 1月末日	円	令和10年1月末日	円
令和9年 2月末日	円	令和10年2月末日	円
令和9年 3月末日	円	令和10年3月末日	円
令和8年度 計	円	令和9年度 計	円

支払時期	支払金額	支払時期	支払金額
令和10年4月末日	円	令和11年 1月末日	円
令和10年5月末日	円	令和11年 2月末日	円
令和10年6月末日	円	令和11年 3月末日	円
令和10年7月末日	円	令和10年度 計	円
令和10年8月末日	円	総支払金額	円
令和10年9月末日	円		
令和10年10月末日	円		
令和10年11月末日	円		
令和10年12月末日	円		

(案)

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第6 受注者は、業務従事者している者に対して、在職中及び在職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第7 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、使用する必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第9 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(実地調査)

第11 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(案)

(指示及び報告等)

第12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第13 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第14 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注1 「発注者」は実施期間を、「受注者」は委託先をいう。